

申告書はご自分で作成して提出はお早めに。

税務署での平成 26 年分申告相談及び申告書の受付期間

所得税及び復興特別所得税	平成27年2月16日(月)から3月16日(月)まで
贈与税	平成27年2月2日(月)から3月16日(月)まで
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成27年1月5日(月)から3月31日(火)まで

納税は、振替納税をご利用ください。

平成 26 年分の確定申告分の振替納付日

所得税及び復興特別所得税	平成27年4月20日(月) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月16日(月))
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成27年4月23日(木) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月31日(火))

※ 振替納税をご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。

- 申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。
- 「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページで申告書が作成できます。



詳しくは、

確定申告

検索

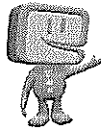


国税局・税務署

◎ 国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書
青色申告決算書・収支内訳書
消費税及び地方消費税の確定申告書・贈与税の申告書
が作成可能！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
- 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出様式を掲載していますので、是非ご利用ください。



国税庁ホームページで申告書が作成できます。

詳しくは

確定申告

検索



国税局・税務署